

E i w a N e w s

平成 21 年度税制改正案の概要

平成 21 年 1 月
(No. 042)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、昨年 12 月 12 日に自由民主党から平成 21 年度税制改正大綱が発表されました。

景気の急速な後退をうけて、改正項目は減税一色となっています。今回はその税制改正項目について主なものをご紹介します。

[1] 住宅税制

(1) 住宅ローン控除税制の延長と拡充

住宅ローン控除税制が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで延長され、更に控除限度額が以下のとおり拡大されました。

居住年	控除期間	一般住宅		認定長期優良住宅	
		住宅ローンの年末残高の限度額	控除率(限度額)	住宅ローンの年末残高の限度額	控除率(限度額)
平成21年	10年間	5,000万円	1.0% (50万円)	5,000万円	1.2% (60万円)
平成22年	10年間	5,000万円	1.0% (50万円)	5,000万円	1.2% (60万円)
平成23年	10年間	4,000万円	1.0% (40万円)	5,000万円	1.2% (60万円)
平成24年	10年間	3,000万円	1.0% (30万円)	4,000万円	1.0% (40万円)
平成25年	10年間	2,000万円	1.0% (20万円)	3,000万円	1.0% (30万円)

また、所得税で控除しきれない住宅ローン控除の金額は、個人住民税から控除できる（申告不要）ようになりました。（最大 9 万 7,500 円）

(2) 住宅ローンを組まない場合の所得税額控除制度の創設

住宅ローンを組まない場合にも、①長期優良住宅の所得税額の特別控除制度と②特定改修工事の所得税額の特別控除制度が創設されました。

①は、長期優良住宅普及促進法の施行日から平成 23 年 12 月 31 日まで、1,000 万円を限度に性能強化費用相当額の 10%を所得税額から控除できる制度です。

②は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで、一定の省エネやバリアフリー改修工事で要した費用の 10%を所得税額から控除できる制度です。

[2] 中小企業減税

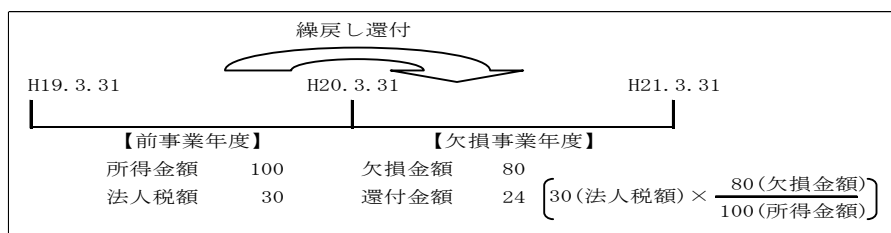
(1) 法人税の軽減税率の引下げ

資本金の額等が 1 億円以下である普通法人その他一定の中小法人等について、所得のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が現行の 22%から 18%に引き下げられることとなりました。この改正は平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度で適用されます。

(2) 欠損金の繰戻し還付の復活

上記(1)と同様の中小法人等において、平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度に生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用することができることとなりました。

【欠損金の繰戻し還付制度】



[3] 金融・証券税制

上場株式等の配当等に係る軽減税率 10% (所得税 7%、住民税 3%) の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率 10% (所得税 7%、住民税 3%) の特例が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで 3 年間延長されることとなりました。

また、平成 24 年 1 月 1 日以後に上場株式等の配当、譲渡所得が非課税となる、非課税口座制度 (開設後 10 年間、毎年の取得価額が 100 万円まで) が導入されることとなりました。

[4] 土地税制

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、国内の土地等を取得し、5 年超保有した後、譲渡をした場合に、譲渡益のうち最大で 1,000 万円までの金額を所得から控除できる制度が創設されました。

この制度は、法人、個人とも適用することができます。

また、個人事業者・法人が棚卸資産以外の土地等の取得後 10 年以内に、他の保有土地等を譲渡した場合に、その土地等について、他の保有土地等の譲渡益の 80% (平成 22 年取得は 60%) を繰延べる (圧縮記帳できる) 制度も創設されました。

[5] 外国子会社配当益金不算入制度の創設

法人が外国子会社(当該法人が出資比率 25% (租税条約がある場合にはその割合) 以上を 6 月以上直接保有している会社) から受ける配当等の額について、配当等の額の 95% を益金の額に算入しないこととする制度が創設されました。なお、この制度は平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受ける配当等の額について適用されます。

[6] その他

- (1) 事業承継税制として取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されました。
- (2) 省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制として、一定の設備を取得等した場合について、特別償却や即時償却ができるようになります。
- (3) 昨年度の税制改正により設けられた、上場株式等の譲渡損失と配当所得を損益通算することができる制度が平成 21 年以後適用されます。

これらの改正項目は、今通常国会において審議・可決される見通しです。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。